

ケアハウス桜草（介護予防）特定施設入居者生活介護利用料金表

1. 管理費

支払方法		入居時払込額	月額管理費	
一括支払	1	528万円	0円	入居時払込金は、事情により契約解除される場合は、入居期間に応じ残金を返還いたします。
併用支払	2	300万円	9,500円	
	3	200万円	13,660円	
	4	100万円	17,830円	
分割支払	5	0円	22,000円	

2. サービスの提供に要する費用・生活費・その他(入居時納入金なしの場合)

対象収入による階層区分	本人からの利用料徴収額(月額)				合計
	サービスの提供に要する費用	生活費	管理費	その他	
1 1,500,000円以下	10,000	43,700	22,000	(水光熱費) 実費負担を5,000円とした場合	80,700
2 1,500,001円～1,600,000円	13,000	43,700	22,000		83,700
3 1,600,001円～1,700,000円	16,000	43,700	22,000		86,700
4 1,700,001円～1,800,000円	19,000	43,700	22,000		89,700
5 1,800,001円～1,900,000円	22,000	43,700	22,000		92,700
6 1,900,001円～2,000,000円	25,000	43,700	22,000		95,700
7 2,000,001円～2,100,000円	25,500	43,700	22,000		96,200

3. 介護サービス 月額利用料(1ヶ月:30日)

	1日あたりの利用料	1日あたりの自己負担額	1ヶ月あたりの自己負担額	
要支援1	1,800円	180円	5,400円	※自己負担額については、介護負担割合証に記載の負担割合となり、1割もしくは2割となります。左記は、1割の場合
要支援2	3,090円	309円	9,270円	
要介護1	5,340円	534円	16,020円	
要介護2	5,990円	599円	17,970円	
要介護3	6,680円	668円	20,040円	
要介護4	7,320円	732円	21,960円	
要介護5	8,000円	800円	24,000円	

主な加算項目

☆個別に機能訓練の必要な方は、個別機能訓練加算として1日12円が加算されます。

☆夜間看護体制を整備した場合、1日10円が加算されます。

(夜間看護体制加算については、要支援認定の利用者は、加算の対象となりません)

☆医療機関又は主治医に情報提供をした場合に医療機関連携加算として1月80円が加算されます。

☆サービス提供体制強化加算(Ⅱ)として、1日6円が加算されます。

☆介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、1日あたり総単位数×8.2%が加算されます。

その他の加算項目についてはお問い合わせください。

☆日用品費として、1日あたり350円が別途かかります。

※1ヶ月における利用料は 2 + 3 の合計額となります。

月額利用料金の例

① 要支援1 管理費5 サービスの提供に要する費用区分1

介護保険自己負担金	サービスの提供に要する費用	生活費	管理費	水光熱費	日用品費	合計
5,400円	10,000円	43,700円	22,000円	5,000円	7,500円	93,600円

※別途、各種加算があります。

② 要介護3 管理費5 サービスの提供に要する費用区分1

介護保険自己負担金	サービスの提供に要する費用	生活費	管理費	水光熱費	日用品費	合計
20,040円	10,000円	43,700円	22,000円	5,000円	7,500円	108,240円

※別途、各種加算があります。

◇ 備考 ◇ (上記利用料は国の基準が改定になった場合は変更されます。)

- ① 上記表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- ② 夫婦で入居する場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算後に2分の1をそれぞれ個々の対象収入として、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については上記表の額から30%減額した額を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)とします。
- ③ 上記表によるサービスの提供に要する費用徴収額(月額)が、当該施設のサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用(月額)を本人からの徴収額とします。
- ④ 入居時納入金は退所される場合、入居期間に応じ残金をお返しいたします。
- ⑤ 国の定める料金(生活費、サービスの提供に要する費用、冬期加算額、介護報酬単価等)の改定があった場合は、利用料も変更されます。
- ⑥ 11月から3月までの間は、暖房費として月額1,800円が冬期加算されます。
- ⑦ 入居期間が1ヶ月に満たない端数が生じたときの生活費及び冬期加算、介護報酬単価の額は日割り計算より算出した額とします。
- ⑧ 入居期間が1ヶ月に満たない端数が生じたときの管理費については、日割り計算をいたしません。
- ⑨ 入居期間が10日以内であるときのサービスの提供に要する費用の額は、負担額の2分の1を乗じた額とします。
- ⑩ 布団リース御利用の方は1日100円とします。
- ⑪ 駐車場御利用の方は一日100円とします。
- ⑫ 毎年7月に所得調査を行いサービスの提供に要する費用階層区分の変更もあります。
- ⑬ おむつ等の介護用品費、日常生活に必要なもの、理美容代等の料金については実費となります。
- ⑭ テレビ、ビデオデッキ御利用の方は1日30円とします。
- ⑮ 日用品費として、一日350円が別途かかります。(舌ブラシ・トゥースエッティ・歯磨きティッシュ・バスタオル・タオル・シャンプー・洗顔・ボディソープ等)

※ 退居時の原状回復義務の詳細については別表1参照ください。

2018.4.1